

帯広市環境基本条例前文

私たちの帯広市は、澄んだ青空、きれいな水、そして豊かな緑に恵まれた自然環境を維持しながら公害のない都市として発展してきた。四季の変化に富み、豊かな自然を残している日高山脈と、これに続く耕地防風林に区画された広大な平野で形成された田園風景はかけがえのないものである。

しかし、私たち一人ひとりの活動により発生する環境への負荷の集積が、都市・生活型公害、地球環境問題、廃棄物の増大などを引き起こし、環境への影響は今や地域的なものを超え地球的規模まで及んでいる。私たちがこのまま大量生産、大量消費、大量廃棄の生活を続けている限り、生命の源である地球の環境を損ない人類存続の危機に直面するものである。

私たちは、誰もが良好な環境を享受する権利を有するとともに、人類が存続するための基盤である地球の環境を保全し、かつ創造しながら将来の世代に引き継ぐという大きな責務を担っている。

今こそ、私たちは環境への負荷を与えている生活様式や社会経済構造の在り方を見直すとともに、地球的規模で環境の保全及び創造に向けて行動しなければならない。私たち一人ひとりが、先人の知恵と歴史に学び環境に配慮したやさしい行動をすることは、健康で文化的な生活の確保に寄与し、ひいては地球環境保全に資するものである。

市、事業者、市民が協力して、環境への負荷の少ない循環型・環境保全型社会を実現し、人と自然が共生できる豊かな環境の保全と創造を目指すため、ここに、この条例を制定する。

平成9年4月1日施行